

平成 30 年 9 月 13 日

保護者の皆様へ

大阪市立平林小学校
校長 古山 清

台風 21 号による被災・り災での就学援助申請について

大阪市では、経済的な理由によって子どもたちの学習する権利が妨げられないように、教材費・給食費・修学旅行費等の学校教育にかかる費用について必要な援助を行う就学援助制度を設けています。

大阪市教育委員会より、このたびの台風 21 号により被災された方は、援助を受けることができるとの連絡がありました。

被災された方で、援助を希望される場合は「平成 30 年度(2018 年度)就学援助制度のお知らせ」や申請書の裏面をよくお読みいただいて、申請の手続きを行ってください。

1. 申請に必要な書類

① 「平成 30 年度(2018 年度)就学援助申請書 兼 世帯状況票」

「平成 30 年度就学援助制度のお知らせ」に記載の申請理由【⑨火災、風水害、震災、その他の災害にあった】をお選びいただき、申請してください。

② 申請理由を証明する書類

「被災証明書」あるいは「り災証明書」を添付してください。

住居にかかる被害の事実を確認のうえ、就学援助の認否が審査されます。

(家具の損壊等に関する証明など、住居にかかる被害が認められない証明では認定とはなりません)

なお、証明書発行に時間を要する場合は、後日提出していただくことも可能です。

その際は、申請書に「証明書の発行申請中(あるいは申請予定)」と朱書きしてください。

2. 申請受付期間

随時受け付けています。

※ただし、申請された日が認定日となりますので、できるだけ速やかにご提出ください。

3. 申請書類の提出先

申請書類には重要な情報が多く含まれています。**絶対にお子さんには持たせないでください。**

また、申請書の受付や書類の確認をより適正に行うため、お預かりした際に「受領書」を交付しますので、できるだけ**保護者の方が学校事務室まで持参していただきますようご協力お願いします。**

なお、どうしても来校できない場合は、下記まで郵送してください。

〒559-0025 大阪市住之江区平林南 2 丁目 6 番 48 号
大阪市立平林小学校 事務室 宛

4. お問い合わせ

今回の申請につきまして、ご不明な点がありましたら、学校または学校経営管理センター就学援助グループまでお尋ねください。

なお、用紙は配付済みですが、必要な方は、学校に若干の予備がございますので学校までご連絡ください。

平林小学校 担当:事務室 (TEL 6685-8085)

学校経営管理センター 就学援助グループ (TEL 6115-7653)